

お世話になります。

以下の内容の幾つかについては北九州市義や市区の広聴課及び担当部署等に検討をお願いしていますが、地域社会の為にそちらからも関連部署や団体に働きかけることが出来る様であればご検討ください。

1) 路上等での拾得物で貴重品以外の警察への届け出について・・・

役所や自治体関連施設で手続きが出来る様に。（市・県警等には複数回検討依頼済み）

基本的に交番が少なく、無人の場合も多い。（無人時対応のためにも拾得物届出の定型用紙設置やある程度の大きさの物を保管出来るボックス等の設置を県警には検討を依頼済）

遺失物法等の兼ね合いもあるので、役所側から警察へ提案し、下の2)も含め準特区の様な形で試してみるとか。

2) 子ども用品の取得物（貴重品は除く）で名前の記された物について、

出来るだけ戻してあげる試みへ・・・

※子どもだけでなく高齢者の落とし物等についても、試みが出来る土壌作りを！

3) 自治会消滅等により市や県の広報誌配布もないなど、本人が広報誌を必要としているかどうかは別として、市が行う広報だけでなく県の広報まで届けられないという状況となっており、好ましい状態ではありません。一方では、様々な地域団体（学校含）の広報らしき印刷物が氾濫しており、多くは廃棄される状況で極めて無駄。

よって、中学校区程度の単位で自治会を含む様々な団体等の広報や地域の事を盛り込んだ冊子や新聞の様な物に集約し、校区として全戸配布を試みる。

子供の事から高齢者のこと、市や県のことから地域のことまでを扱い、そこに地域住人も参加出来る様にして、とりあえず一冊で様々な情報が目に触れる様にする。

編集に際して地域の人話し合いや情報交換の場を設けることで人のつながりも増やす。

あるいは・・・最低限、市の広報誌はポスティング業者等に委託して全戸配布するか、消滅自治会を周辺の自治会が吸収する様な形にする。

4) 家庭ごみ等の収集を夜間に行い、日中の公道上のゴミ集積を止める。

ゴミ用のネットが往来の邪魔になったり、カラス等によるゴミの散乱、ゴミネットを押さえるための重石等が歩道や車道に散乱していることも多い。美観的にも良くないし、高齢者や障害者も集積場まで運ばなければいけない。場所によっては木枠で集積場を設け重そうな蓋が付いている所もあり、高齢・障害者にとっては少々厳しいかも知れない。

昨今の集合住宅ではゴミ置き場があるはずで・・・戸建てならせめて一般的な広さの道まで出してもらえば無理なく収集できるはず。

自治会としてもネットの購入補助に関する条件などもあり、負担になることもある。

また深夜・早朝だと収集の効率も上がり防犯にも多少の効果がある。

昼間の收拾では生ごみ臭をふりまき、歩道に乗り上げて收拾する場所もあるので短時間とはいえ人にとっても車にとっても往来を妨げる状況を作ることになる。

自治体事業で無理で担当出来る業者も無ければ3セク事業とし、作業員等の一部に更生保護等の対象者を雇い入れ、次につながるきっかけづくりにも貢献する。

※ちなみに複数の方に意見をうかがった中では、他の都市から入って来られた方の多くはこの状況を最初に問題視している人が多いと感じた。

5) 自治体が管理する場の不具合について通報等を行う場合の為に、担当部署への直接のメールアドレスと電話連絡先を分かりやすい形で公表する様に。

現在コールセンターが設けられているが、担当部署が分かっている場合は直接電話したりメール送信の方が効率が良い。

6) 公共物や公共の場での不具合に関する通報を受けた場合・・・

役所の担当者等が現場の確認を行い対処事案と判断した場合は、今後の処理対象である事を示す目印を残す様に、処理の改善を行ってください。

具体的には、放置自転車処理の様に警告や処理対象であることのラベルを貼ったりする事を違反広告物や公共物の破損等に於いても同様の処理を行い、通報者に対しては処理を開始した事をまた周辺住人に対しては不具合である事を知ってもらう事や役所に対して同じ内容の通報を複数受ける無駄を省くことにも繋がります。

7) まちづくり関連団体や事業への助成と管理について・・・

別紙「折尾駅周辺での活動不具合について」の内容は市へ送った分で見たいは既に改善されていますが、助成条件や自治体側の管理仕様について改善を働きかけてください。

8) まち中における自治体が管理すべき内容の管理徹底に向けて改善を（前項も関連）



上の写真は折尾周辺の一角の状態でしたが現在は通報により改善。

写真にもある様に自治体名の入った看板や可搬型柵等が投棄状態。

この場が資材置き場なのか投棄場になっているのか不明で、美観も良くないし不法投棄撲滅を謳いながら自治体の看板が投棄同様の状態で放置・・・更にこの場の近くでも可搬型柵が歩道上に何年も無管理で放置されているなど、場所も自治体名入りの看板も全ての管理が杜撰。

よって、工事や作業の委託を含めた自治体側の管理の仕方について改善を図る様促してください。

9) 地図様違反広告物についての啓発



一部の例外を除き、公共の場・公共物へ許可なく広告物を掲出することは法令違反となっている。その様な規制の中でも左の写真の様な地図様広告を無許可・無管理で設置している事業者があり、最近では減っている傾向があるものの長年あちらこちらに美観や危険性も考えずに設置し続けている事業者がある。

しかも近隣店舗などから掲載料を徴収するなどを行っており、中には押し売りの様な態度で契約をさせられる場合もある様で、極めて悪質。

自治体は美観維持や違反広告物の通報を市民へ要望するも、通報等に対しても結局大したことも出来ずに朽ちて放置状態の場も多い。

振り込め詐欺などの事案は広報誌などでも注意喚起されるが、まちの美観を損ない危険な物となり得る違反広告物は自治体からも撤去要請されるものであり、そこへ掲載料金を払わされることは一種の詐欺である。また私有地に於いても壁やフェンス等に勝手に設置されることがあるので、まちづくりや公益という観点からも周知・注意喚起されるべき内容と考えるが、市報等での注意喚起は行わないとのこと。そこで、これら問題のある広告物を主として、一般的な屋外広告物についてのルールや規制等について広報誌等で時折案内する様に検討への働きかけをお願いします。出来れば商業関連団体等にも。

※自治体管理の柵かどうかは不明でしたが、水巻においても大家さとしてのポスターについてご連絡後撤去されている様なので・・・支援者等にも、まちづくりのルールや管理責任について考えていただく機会を設けることをお勧めします。

10) 市民からの意見収集の方法を拡大

芦屋町の様に首長へ直接意見を書いて送れる様な手段を広報誌等に含めるなどで、意見や衆知を集める手段を拡大し、実態の把握や自治体の運営に活かす様に。

以上、稚拙な文章と内容ではありますが、北九州市のまちとしてのレベル向上の為に同意出来る内容があれば、改善への働きかけをご検討ください。

なお、本件に関する返信・返答等は一切必要ありません。

北九州市八幡西区浅川台 2－9－20

太田正実